

7. 役員等の報酬及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人日本看護家政紹介事業協会(以下「協会」という。)の定款第32条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、この協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(準用)

第3条 定款第35条で定める名誉会長及び相談役に支払う費用については、この規程において役員に準じて取り扱うものとする。

(報酬の支給)

第4条 この協会は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員報酬は月額及び日額とする。
- 3 常勤役員には、役員賞与を支給することができる。
- 4 当分の間、報酬の支給対象者は、会長及び執行役員のうち、理事会で決めた勤務を要する役員とする。

(報酬等の額の決定)

第5条 この協会の役員報酬月額及び日当は別表のとおりとする。

(報酬の支給日)

第6条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第8条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(借上げ住宅)

第9条 常勤役員が勤務するため、自宅居住地から通勤不可能な場合は、借上げ住宅等に入居することができる。

(旅費)

第10条 役員が、この協会の命により出張する場合は、会長が理事会の承認を得て別に定める「役員旅費規程」により、旅費を支給する。

(費用)

第11条 この協会は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第12条 この協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補 則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、協会が公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

別表

役員報酬額表

(1) 会長報酬額

月額	年額
200,000円	2,400,000円

(2) 勤務を要する役員に対する報酬額

1日当たり
20,000円